

大崎事件第三次再審請求審最高裁決定に抗議し、再審制度の抜本的改革を求める刑事法学者の声明

2019年7月12日
刑事法学者有志声明

大崎事件第三次再審請求にかかる検察官からの特別抗告に対して、最高裁判所第1小法廷は再審開始を認めた福岡高裁宮崎支部による原決定及び鹿児島地裁による原々決定を2019年6月25日付で取り消し、本件の再審請求を棄却する決定を言い渡した。

本決定の判断とその手続きには、刑事司法制度の基本理念を揺るがしかねない重大な瑕疵が存在する。私たち刑事法学者有志は、本決定を強く批判し、再審にかかる運用を改め、ひいては再審制度を抜本的に改革する必要があることを訴える。

本決定は、新たな法医学鑑定について「一つの仮説的見解を示すものとして尊重すべきである」としつつも、その手法の限界を指摘して、「死因又は死亡時期に関する認定に決定的な証明力を有するとまではいえない」とした。もとより証拠の明白性判断においては、新証拠に「決定的な証明力」が必要とされるわけではない。だが、本決定は、これに続いて他の証拠を含めた総合評価を行うしながら、被害者の死体の発見状況から請求人を含む親族の者以外の犯行は想定し難いとの前提に立った上で、共犯とされた人々の各自白や親族の目撃供述は、相互に支え合っているだけでなく、このような「客観的状況等からの推認」によっても支えられていることを理由として、新たな法医学鑑定によって「合理的な疑い」は生じないと結論づけたのである。

しかし、密室的状況もないのに、被害者の死体の発見状況から犯人を絞り込む（「客観的状況等からの推認」）のは、その論理に飛躍がある。これは、請求人にアナザー・ストーリーの証明を課すに等しいという意味で、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に反する。

また、共犯者とされた人々の自白や親族の目撃供述については、これまで各次の再審請求審において、その信用性に問題があることが指摘されてきた。各裁判所が主導した証拠開示の成果によって、共犯とされた人々の知的能力の乏しさも明らかになった。知的障がい者の供述が誘導されやすくその信用性に類型的な弱点があることは、近年ではもはや司法はもとより捜査実務の現場にでさえ共有されつつある科学的知見である。それにもかかわらず、本決定は、原々決定や原決定が正面から向き合ったこれらの事情を省ることなく、新たな法医学鑑定の明白性を否定したのである。つまり、これら自白や目撃供述について全面的再評価・総合評価が実質的になされていない点で、再審請求審においても「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用されたとした白鳥決定（最決昭和50年5月20刑集29巻5号177頁）・財田川決

定（最決昭和51年10月12日刑集30巻9号1673頁）を無視するものであり、刑事訴訟の基本原則を没却するものと言わざるを得ない。

さらに、本決定は、原々決定が明白性を認めた心理学鑑定についても、その手法に一定の限界があることを理由に「直ちに（供述の）信用性を減殺する証拠ではない」としている。しかし、手法の限界に関する指摘は抽象的なものにとどまっており、素朴な経験則を用いたほうが供述の変遷等の意味に関する評価が正しく行える旨の論証はなく、実際、共犯者らの供述の変遷等の意味に関する最高裁の評価を具体的に示した箇所は一か所もない。これでは心理学鑑定の証拠価値を限定的なものにとどめ、素朴な経験則によったほうが正しい評価ができるなどを論証していないに等しく、原決定（本件の場合には原々決定）を破棄したり取り消したりする際には当該判断が不合理であることを示さなければならぬとしてきたこれまでの最高裁のアプローチにも反する。

本決定はその手続きにも大きな問題がある。特別抗告の理由は、憲法違反または判例違反がある場合に限られているが（刑訴法433条1項・405条）、本件の原決定ならびに原々決定がこれに当たらないことは明白であった。本決定は、特別抗告について刑訴法411条1号を準用し、原決定ならびに原々決定の判断には刑訴法435条6号の解釈適用を誤った違法があり、これを取り消さなければ「著しく正義に反する」として、職権により原決定ならびに原々決定を取り消した。

しかし、不利益再審を禁止する現行法において、再審制度は誤判と人権侵害を救済するための制度である。このことからすれば、再審開始決定を覆すための職権発動は行うべきでない。

ましてや、1年以上にわたって事件を係属させておきながら何ら事実の取調べを行うことなく、そして、原審に差し戻すことすらなく、自判して再審請求を棄却したことは、再審制度の存在意義を根本から歪めるものであり、到底許容されない。「著しく正義に反している」のはどちらであろうか。

日本の再審のハードルはその運用において極めて高く設定されてきた歴史があり、「開かずの扉」とさえ呼ばれてきた。その中にあって大崎事件は、3度の再審請求を通じ、異なる3つの裁判体が再審の開始を認めた希有な事案である。それにもかかわらず、再審が開始されず、高齢の請求人が残された時間と闘っているという現状は、異常な事態と言わざるをえない。

再審を誤判と人権侵害を救済するための制度として正しく機能させるために、ドイツなど諸外国を参考にして、再審開始決定に対する検察官の抗告を禁じることを含む抜本的な制度改革を早急に検討すべきである。本決定は、再審制度の改革が日本の刑事司法制度における緊急の課題であることを白日の下に晒している。

以上

刑事法学者有志

呼びかけ人（五十音順）
指宿信（成城大学教授）
笹倉香奈（甲南大学教授）
豊崎七絵（九州大学教授）
中川孝博（國學院大学教授）
中島宏（鹿児島大学教授）
水谷規男（大阪大学教授）

賛同人（五十音順）

【賛同人一覧】

赤池一将(龍谷大学)	島岡まな(大阪大学)	宮本弘典(関東学院大学)
浅田和茂(大阪市立大学名誉教授)	白井諭(岡山商科大学)	宗岡嗣郎(久留米大学)
安達光治(立命館大学)	白取祐司(神奈川大学)	村井敏邦(一橋大学名誉教授)
安部祥太(青山学院大学)	新屋達之(福岡大学)	村岡啓一(白鷗大学)
生田勝義(立命館大学名誉教授)	鈴木博康(九州国際大学)	森尾亮(久留米大学)
石田倫識(愛知学院大学)	陶山二郎(茨城大学)	森久智江(立命館大学)
石田侑矢(一橋大学・日本学術振興会 特別研究員(PD))	園田寿(甲南大学)	山田直子(関西学院大学)
石塚伸一(龍谷大学)	高倉新喜(山形大学)	山名京子(関西大学)
一原亜貴子(岡山大学)	高田昭正(立命館大学)	横山實(國學院大學名誉教授)
伊藤睦(京都女子大学)	高平奇恵(東京経済大学)	吉村真性(九州国際大学)
稻田朗子(高知大学)	武内謙治(九州大学)	李怡修(一橋大学)
稻田隆司(新潟大学)	辻本典央(近畿大学)	その他、匿名での賛同者 2 名
上田信太郎(北海道大学)	David Johnson(ハワイ大学)	計 86 名
内田博文(九州大学名誉教授)	寺中誠(東京経済大学)	(50 音順)
内山真由美(佐賀大学)	土井政和(九州大学名誉教授)	(2019 年 7 月 11 日 13 時現在)
内山安夫(東海大学)	徳永元(大阪市立大学)	
大貝葵(金沢大学)	徳永光(獨協大学)	
大出良知(九州大学名誉教授)	中島洋樹(関西大学)	
大藪志保子(久留米大学)	永田憲史(関西大学)	
岡田行雄(熊本大学)	中村悠人(関西学院大学)	
岡本洋一(熊本大学)	鯨越溢弘(新潟大学名誉教授)	
金澤真理(大阪市立大学)	新倉修(青山学院大学名誉教授)	
川崎英明(関西学院大学名誉教授)	福井厚(京都女子大学名誉教授)	
木谷明((元)法政大学)	福島至(龍谷大学)	
葛野尋之(一橋大学)	福永俊輔(西南学院大学)	
公文孝佳(神奈川大学)	渕野貴生(立命館大学)	
黒川亨子(宇都宮大学)	本庄武(一橋大学)	
小浦美保(岡山大学)	本田稔(立命館大学)	
後藤昭(一橋大学名誉教授)	前田朗(東京造形大学)	
後藤弘子(千葉大学)	前野育三(関西学院大学名誉教授)	
斎藤司(龍谷大学)	前原宏一(札幌大学)	
斎藤豊治(甲南大学名誉教授)	松原英世(愛媛大学)	
佐川友佳子(関西大学)	松宮孝明(立命館大学)	
佐々木光明(神戸学院大学)	松本英俊(駒澤大学)	
佐藤元治(岡山理科大学)	丸山泰弘(立正大学)	
	三島聰(大阪市立大学)	
	水野陽一(北九州市立大学)	
	南由介(鹿児島大学)	

注：所属については、日本学術振興会特別研究員及び各大学名誉教授のみ、「日本学術振興会特別研究員」、「○○大学名誉教授」と記載し、その他はすべて大学名のみ記載した。